

情報参照権限の共通化について

ある特定の施設へ情報を開示したくない、もしくは限定して開示したい、といった施設や患者が持つ要望にも対応できることが、利用者や患者の ICT を活用した地域医療連携ネットワーク（以下、「連携ネットワーク」）に対する信頼感の醸成に不可欠として、全国の連携ネットワークでも対応をはじめています。

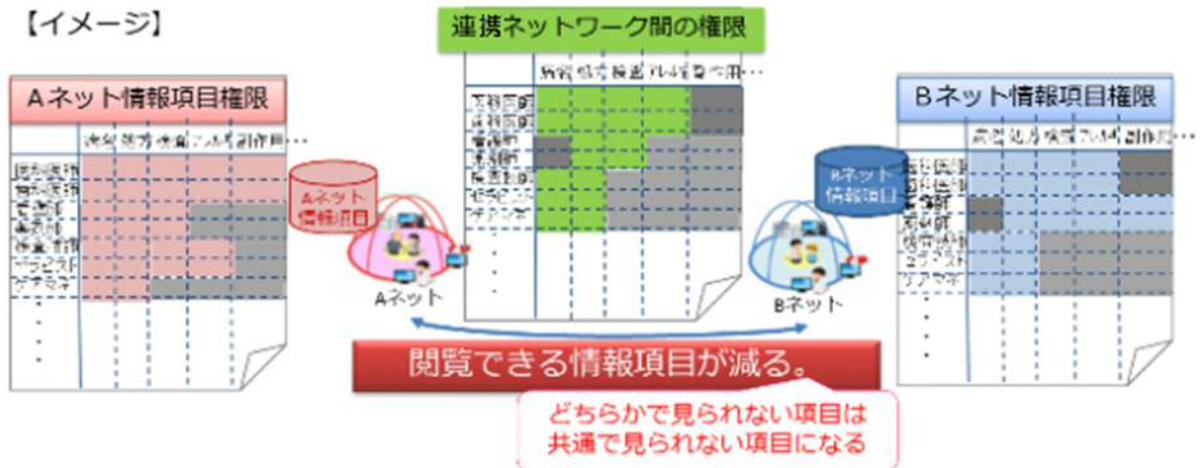
【参考事例】

連携ネットワーク名	開示指定	職種別	施設別
さどひまわりネット (新潟県佐渡市)		設定あり	非開示を希望する施設名を患者が同意書に記載。 その施設には情報を非開示。

また、医療と介護の従事者間では、業務上必要な情報は大きく異なります。医療に限っても、医師や看護師、医療クラーク、臨床検査技師など職種ごとに従事する業務が異なるため、必要となる情報の範囲も異なります。

ただし、これら参照できる情報の範囲の設定が、連携ネットワークごとに異なる場合、相互接続時の情報参照範囲が大きく狭められてしまうこととなります。接続ネットワーク数が増えれば増えるだけ、最大公約数的に参照できる情報が制限されることになるため、予め共通化しておくことが必要です。

【イメージ】



その他、相互接続を進めることで、参照・閲覧できる患者情報と利用施設数は右肩上がりに増加していきます。したがって、セキュリティリスクの不必要な拡大を防止するため、業務上不要な患者情報の参照を制限できることが重要です。